

○枚方市立サプリ村野NPOセンター条例

平成24年6月14日

条例第26号

(設置)

第1条 NPOその他の市民団体の活動の場を提供することにより、様々な分野における市民団体の主体的な活動を支援するため、枚方市立サプリ村野NPOセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、枚方市村野西町5番1号とする。

(事業)

第3条 センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) センターの施設及び附属設備（以下「センターの施設等」という。）を市民団体その他のものの活動の用に供すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

(平24条例37・追加)

(休館日等)

第4条 センターの休館日は、次に掲げる日（長期利用室にあつては、第2号に定める日）とする。

(1) 第4火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる日を除く。）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、センターの休館日及び開館時間を臨時に変更することができる。

(平24条例37・追加)

(団体登録)

第5条 一時利用室を使用することができるものは、市長の登録を受けた団体とする。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の登録を受けた団体が不正な手段により登録を受けたと認めるときその他不相当と認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

(平24条例37・追加)

(使用の許可等)

第6条 センターの施設等を使用しようとするものは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申請して許可を受けなければならない。この場合において、市長は、センターの施設等の使用について、使用しようとするものの区分に応じて申請の時期を定めることができる。

2 前項の規定による許可には、センターの施設等の管理運営上必要な条件を付することができる。

(平24条例37・追加)

(使用の許可の基準)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの施設等の使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) センターの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 祭事等の宗教行事又は布教活動に該当すると認めるとき。
- (4) 専ら営利を図る活動に該当すると認めるとき。
- (5) 入会、寄附等の勧誘その他これに類する行為（市長が特に認めるものを除く。）を伴う活動に該当すると認めるとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はその利益になるおそれがあると認めるとき。
- (7) 管理運営上支障があると認めるとき。
- (8) 長期利用室にあつては、個人で使用すると認めるとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。

(平24条例37・追加、平24条例45・一部改正)

(物品の販売等の許可)

第8条 センターの施設等の使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、センターにおいて次に掲げる行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為
- (2) 広告物の掲示及び配布
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が管理運営上必要と認める行為

(平24条例37・追加)

(使用の期間)

第9条 一時利用室は、同一のものが引き続き3日を超えて使用することができない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 長期利用室及び貸しロッカーの使用の許可の期間の末日は、使用の開始の日の属する年度の末日までの日とする。

3 前項の使用の許可の期間又はこの項の規定により更新された使用の許可の期間は、更新することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 前項の規定により更新された使用の許可の期間は、連続して2年を超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

5 貸しロッカーの使用の許可は、月の1日から末日までを1単位として行うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平24条例37・追加)

(使用料の納付)

第10条 使用者は、別表に定める施設使用料及び1附属設備につき10,000円を超えない範囲内において規則で定める附属設備使用料(以下これらを「使用料」という。)を納付しなければならない。

2 使用料は、センターの施設等の使用の許可を受けた際に納付しなければならない。ただし、規則で定めるときは、使用の許可を受けたセンターの施設等の使用の開始までに納付することができる。

3 前項の規定にかかわらず、長期利用室及び貸しロッカーの使用料は、使用する月の前月の末日(月の途中でその使用を開始する場合は、当該使用の開始)までに、その月分を納付しなければならない。

4 月の途中で使用を開始し、又は終了する場合における当該月に係る長期利用室の使用料は、日割りによる。

(平24条例37・追加)

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平24条例37・追加)

(使用料の減免)

第12条 市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(平24条例37・追加)

(使用の許可の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの施設等の使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 使用者が偽りその他不正な手段により、使用の許可を受けたとき。
- (2) 使用者がこの条例、この条例に基づく規則又は使用の許可に係る条件に違反したとき。
- (3) 第7条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 災害その他緊急やむを得ない理由により、市長が特に必要があると認めたとき。

2 市は、前項の規定による使用の許可の取消し又は使用の停止の措置が行われた場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、その賠償の責めを負わない。ただし、市の責めに帰すべき特別の事由があると認められる場合は、この限りでない。

(平24条例37・追加、平24条例45・一部改正)

(使用権の譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、センターの施設等の使用権を譲渡し、又はセンターの施設等を目的外に使用し、若しくは他のものに使用させてはならない。

(平24条例37・追加)

(施設等の変更等の禁止)

第15条 使用者は、センターの施設等に変更を加え、又は特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(平24条例37・追加)

(原状回復の義務)

第16条 使用者は、使用を終了したときは、直ちにセンターの施設等を原状に復さなければならない。第13条第1項の規定により使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも、同様とする。

(平24条例37・追加、平24条例45・一部改正)

(損害賠償)

第17条 使用者は、センターの施設等に損害を生じさせたときは、市長の指示に従い、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(平24条例37・追加)

(免責事項)

第18条 センターにおいて、市の責めに帰さない理由により使用者の展示物又は設備が損傷し、又は滅失した場合においては、市は、その損害賠償の責めを負わないものとする。

(平24条例37・追加)

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平24条例37・追加)

附 則

この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

[平成24年規則第68号で、平成25年1月1日から施行]

附 則 [平成24年9月13日条例第37号]

- 1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年1月4日から同年3月31日までの日は、休館日とする。

附 則 [平成24年12月10日条例第45号抄]

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 [令和7年12月10日条例第33号]

- 1 この条例は、令和9年1月4日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和9年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表 (第10条関係)

(平24条例37・追加、令7条例33・一部改正)

1 一時利用室の施設使用料

施設名	金額			
	午前	午後A	午後B	夜間
	午前9時から午前11時45分まで	正午から午後2時45分まで	午後3時から午後5時45分まで	午後6時から午後9時まで
一時利用室1	700円	700円	700円	800円
一時利用室2	350	350	350	400

備考

1 市内に、在住し、在職し、若しくは在学する者又は所在する団体（規則で定めるものに限る。）以外のものが使用する場合における施設使用料は、この表に定める額の10割増しの額とする。

2 同一日において連続した複数の使用区分にわたり使用の許可を受けたときは、継続して使用することができる。

## 2 長期利用室の施設使用料

施設名	金額（月額）
長期利用室1	47,100円
長期利用室2	23,000

備考 市内に所在する団体（規則で定めるものに限る。）以外の団体が使用する場合における施設使用料は、この表に定める額の10割増しの額とする。

## 3 貸しロッカーの施設使用料

施設名	金額（月額）
貸しロッカー	500円

備考 1の表備考1の規定は、この表について適用する。